

「法人県民税の課税・非課税の判定票」 記載の手引き

この判定票は、社会福祉法人、更正保護法人又は学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の専修学校及び各種学校を含む。）が行う収益事業が、地方税法施行令第 7 条の 4 ただし書きの規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「1」欄の金額が零以下となる場合は、「2」から「18」までの欄の記載は不要です。
この判定票の「課・非の判定」欄の「非課税」を○で囲んでください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税の明細書（別表 14（2））の 26 欄＜同上以外のみなし寄附金額＞の金額）を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税の明細書（別表 4）の 14 欄＜受取配当等の益金不算入額＞の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税の明細書（別表 4）の 18 欄＜法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額＞及び 19 欄＜所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等＞の金額）を記載してください。
- 5 「5」から「7」までの欄には、「3」、「4」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください（法人税の明細書（別表 4）で減算した金額）。
なお、法人税の明細書（別表 4）で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含めません。
- 6 「9」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税の明細書（別表 4）の 27 欄＜寄附金の損金不算入額＞の金額）を記載してください。
- 7 「10」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください（法人税の明細書（別表 4）の 2 欄＜損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）＞、及び 4 欄＜損金経理をした納税充当金＞のうち法人税額及び地方法人税額に充てる金額）。
- 8 「11」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税の明細書別表 4 の 5 欄＜損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税＞の金額）を記載してください。
- 9 「12」から「14」までの欄には、「9」、「10」、「11」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください（法人税の明細書（別表 4）で加算した金額）。
ただし、次のアからエの金額及び法人税の明細書（別表 4）で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
ア 法人税の明細書（別表 4）の 3 欄（損金経理をした道府県民税及び市町村民税）
イ 法人税の明細書（別表 4）の 4 欄（損金経理をした納税充当金）のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
ウ 法人税の明細書（別表 4）の 6 欄（減価償却の償却超過額）
エ そのほか各種引当金、準備金等
（注）道府県民税及び市町村民税額については、法人税の所得の計算上損金不算入とされたものですが、当該計算においては所得金額から減算できません。
- 10 「17」欄に記載すべき金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- 11 「18」欄には、「2」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に、書類の名称を記載してください。決算書、法人税申告書（別表 1）、法人税の明細書（別表 4）及び（別表 14（2））は必ず添付してください。